

調布市 商工会報

令和5年2月1日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX.042-485-9951
編集：広報委員会
URL: <https://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P1●確定申告指導会について
P2●令和4年度確定申告の改正点
令和5年10月 インボイス制度が始まります！
P3●e-Taxでの提出方法について
マル経融資制度・新型コロナマル経融資制度
P4●新人社員研修会・相談会のご案内

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)まで、消費税(個人)は3月31日(金)までとなっております。
どうぞお気軽にご利用ください。(無料)

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

事前
予約制

開催日／ 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)
受付／ 午前10時～11時30分 午後1時～3時30分
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

夜間指導会 開催日／ 3月8日(水)・9日(木) 受付／ 午後6時～7時30分
※コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

～確定申告に必要な書類～ ご来会前に今一度ご確認ください！

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式
(税務署から郵送されたもの)
- ☐ 令和4年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ☐ 令和3年分決算・確定申告書類の控え、月別集計表
- ☐ 社会保険料の支払額がわかるもの
(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- ☐ 小規模企業共済掛金控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療保険用)
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類
(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの
(源泉徴収票等、配偶者控除等を受ける方)
- ☐ 医療費の明細書(医療費控除を受ける方)
- ☐ 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- ☐ 住宅取得控除等の明細書
(住宅借入金等特別控除を受ける方)
- ☐ 電卓など
- ☐ 顔写真付きマイナンバーカード(e-TAXで提出される方)
又は両面印刷(紙で提出される方)
通知カードと身元確認書類の印刷
- ☐ 令和4年度に受給した各種給付金・協力金等の振込通知ハ
ガキ(東京都感染拡大防止協力金等)

決算確定申告指導会に お越しの方へのお願い

- コロナウイルス感染症対策の為、今回の確定申告指導会につきましては『事前予約制』を取らせていただきます。予約なしでご来会された際に、お待ちいただく場合もございます。予めご了承くださいますようお願いいたします。
- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自身で記入できるところは事前にご記入の上ご来会ください。
- 申告期限間際は大変込み合うことが予想されます。お早めに申告指導会へご予約の上ご来会ください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。



所得税及び
復興特別所得税・消費税
決算確定申告
ご相談は商工会へ！

令和4年度確定申告の改正点

- 修正申告第5表(別表)が廃止され、第1表に修正申告欄が追加
- 一定の雑所得の申告について、収支内訳書の提出が必要
- 「雑所得(業務)」における書類の取り扱いが厳格化

前々年分の業務に係る売上高が300万円を超えた場合、業務に係る雑所得について、請求書や領収書など取引に関する書類の保存が義務化されました。

- 住宅ローン控除の適用期限延長・控除率の縮小など
- 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)は、住宅ローンを組んでマイホームの取得、新築、増改築を行った場合、その住宅に住んでいる人を対象として設けられた所得控除です。税制改正に伴う主な変更点は以下のとおりです。
- ◆対象となる期間を4年延長(2025年12月31日までに入居した人)
 - ◆控除率を1%から0.7%に引き下げ
 - ◆所得制限が3,000万円から2,000万円に引き下げ
 - ◆所得が1,000万円以下の場合、床面積要件を緩和
 - ◆新築住宅の控除期間が原則10年から13年に延長(中古住宅は10年間に据え置き)

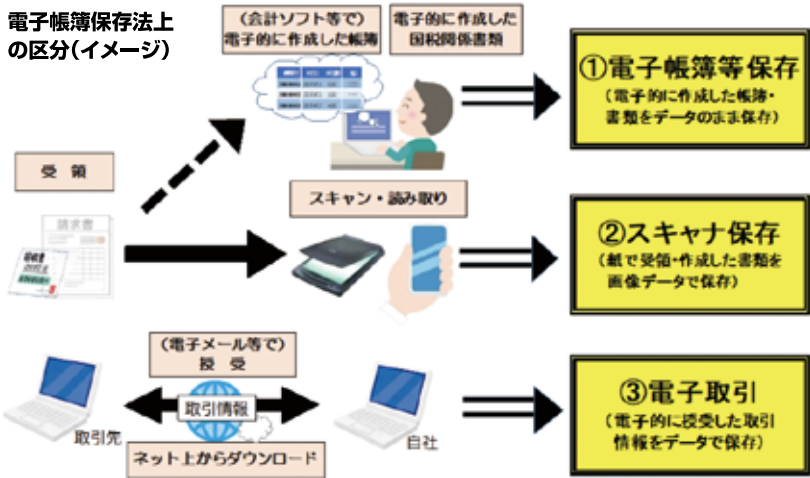
電子帳簿保存法が改正されました。

そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

電子帳簿等保存区分①に関する改正事項

- ① 税務署長の事前承認制度が廃止されました
- これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました(電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です)
- ② 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました
- 一定の国税関係帳簿^(注1)について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに



課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません)

(注1 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。)

- ③ 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました

正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるものに限られます。

令和5年10月 インボイス制度が始まります！

インボイス制度の申請期間

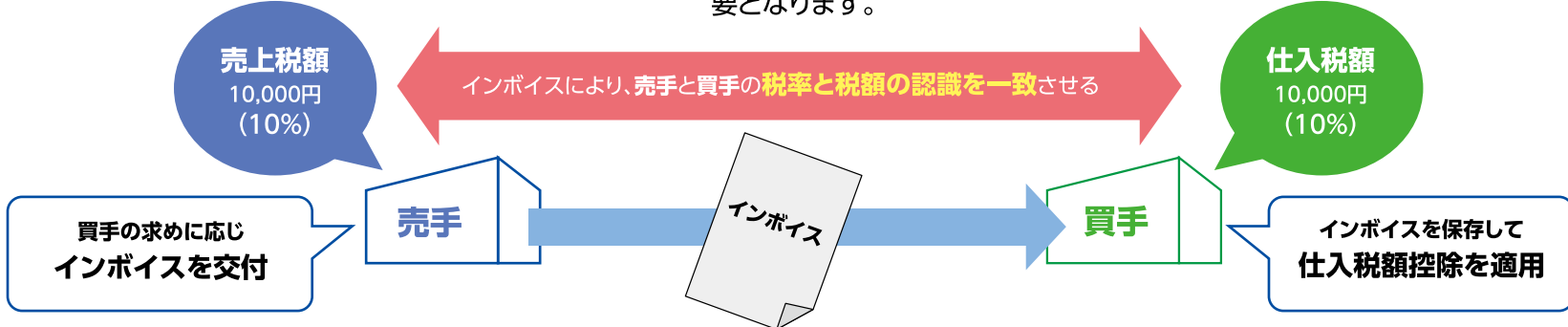
令和5年10月1日から適用を受けるためには**令和5年3月31日**までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



※事前にインボイス発行事業者の登録手続きが必要

e-Taxでの提出方法について

現行方式

事前準備

申告時

申告時に準備するもの

マイナンバーカードの取得

e-Taxの開始届出書の提出

e-TaxのID・パスワードの受領

申告等データを作成・送信

e-TaxのID・パスワード

マイナンバーカード

ICカードリーダライタ

マイナンバーカード方式

事前準備

申告時

申告時に準備するもの

マイナンバーカードの取得

不要

不要

申告等データを作成・送信

不要

マイナンバーカード

ICカードリーダライタ

ID・パスワード方式

事前準備

申告時

申告時に準備するもの

マイナンバーカードの取得

税務署で職員との対面による本人確認

ID・パスワード方式専用

申告等データを作成・送信

ID・パスワード方式専用

マイナンバーカード

不要

マル経融資制度

担保・保証人不要
商工会長推薦融資

■融資対象

●常時使用する従業員が 《商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下》 の事業者
●商工会の経営指導を受けていること(原則6ヶ月以上)
●最近1年以上事業を営んでいること
●所得税、法人税、市町村民税等をすべて完納していること
●商工業者であり、かつ公庫の非対象業種等でないこと

■資金使途

●運転資金 ●設備資金

■融資限度

2,000万円

■返済期間

●運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内) ●設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

■融資金利

年1.30%(令和5年1月3日現在)

新型コロナマル経融資(令和5年3月31日公庫申込受付分まで)

担保・保証人不要
商工会長推薦融資

■融資対象

マル経融資の対象となり、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している、またはこれと同様の状況にある方
※その他、必要な要件がございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください

■資金使途

●運転資金 ●設備資金

■融資限度

マル経融資とは別枠で 1,000万円

■返済期間

●運転資金 10年以内(うち据置期間3年以内) ●設備資金 10年以内(うち据置期間4年以内)

■融資金利

当初3年間/年0.4%(令和5年1月3日現在) 4年目以降/年1.30%

※中小企業基盤整備機構が行う特別利子補給制度(実質無利子化)は令和4年9月30日(金)をもちまして、取扱いが終了となりました。

3

新人社員研修会

令和5年4月19日(水)～21日(金) 午前10時00分～午後4時00分

毎年恒例! 新入社員の 「ビジネスマナー」「ビジネスコミュニケーション」を 涵養するための3日間の研修です

人材育成コンサルタントとしての大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧で分かりやすく説明します。
内容は「ビジネスマナーの基本」と「ビジネスコミュニケーション」に重点をおいた新人社員に欠かせないものです。
是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用ください。

- 会場：調布市商工会館
- 講師：株式会社サクセスロード経営研究所
- 受講料：1万円(1名につき)



金融相談会（予約制） 毎月第1水曜日 午後1時30分～3時30分（次回 3月1日(水)）

資金調達は、公的資金等でお早めに!

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です
※相談時間は1件につき30分を限度とします
相談会に参加を希望される方は、商工会までお申し込み下さい。



持参書類

- 個人事業の方は、
 - 直近2期分の所得税確定申告書・決算書（決算後6ヶ月経過の場合は試算表）
 - ※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書
- 法人事業の方は、
 - 直近2期分の法人税確定申告書類一式（決算後6ヶ月経過の場合は試算表）
 - ※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

社会保険労務士相談会（予約制）

毎月第2水曜日 午前10時～12時（次回 3月8日(水)）

各種労務相談を社会保険労務士が承ります

- 相談できる内容
就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること
- 講 師
東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属
社会保険労務士
(総務・人事サポート調布)

※書類作成や実際の登記の手続は
いたしません。
※相談時間は50分を限度とします



司法書士相談会（予約制）

毎月第4水曜日 午後3時～5時（次回 2月22日(水)）

経営上の法務的な相談を司法書士が承ります

- 相談できる内容
会社設立のしかた、登記に関すること、
相続（事業継承）、贈与、債務整理、
小額訴訟（60万円まで）の
売掛金等回収
- 講 師
東京司法書士会
調布支部所属司法書士

※書類作成や実際の登記の手続は
いたしません。
※相談時間は60分を限度とします



上記の記事に関するお問合せ・お申込み:調布市商工会 TEL.042-485-2214